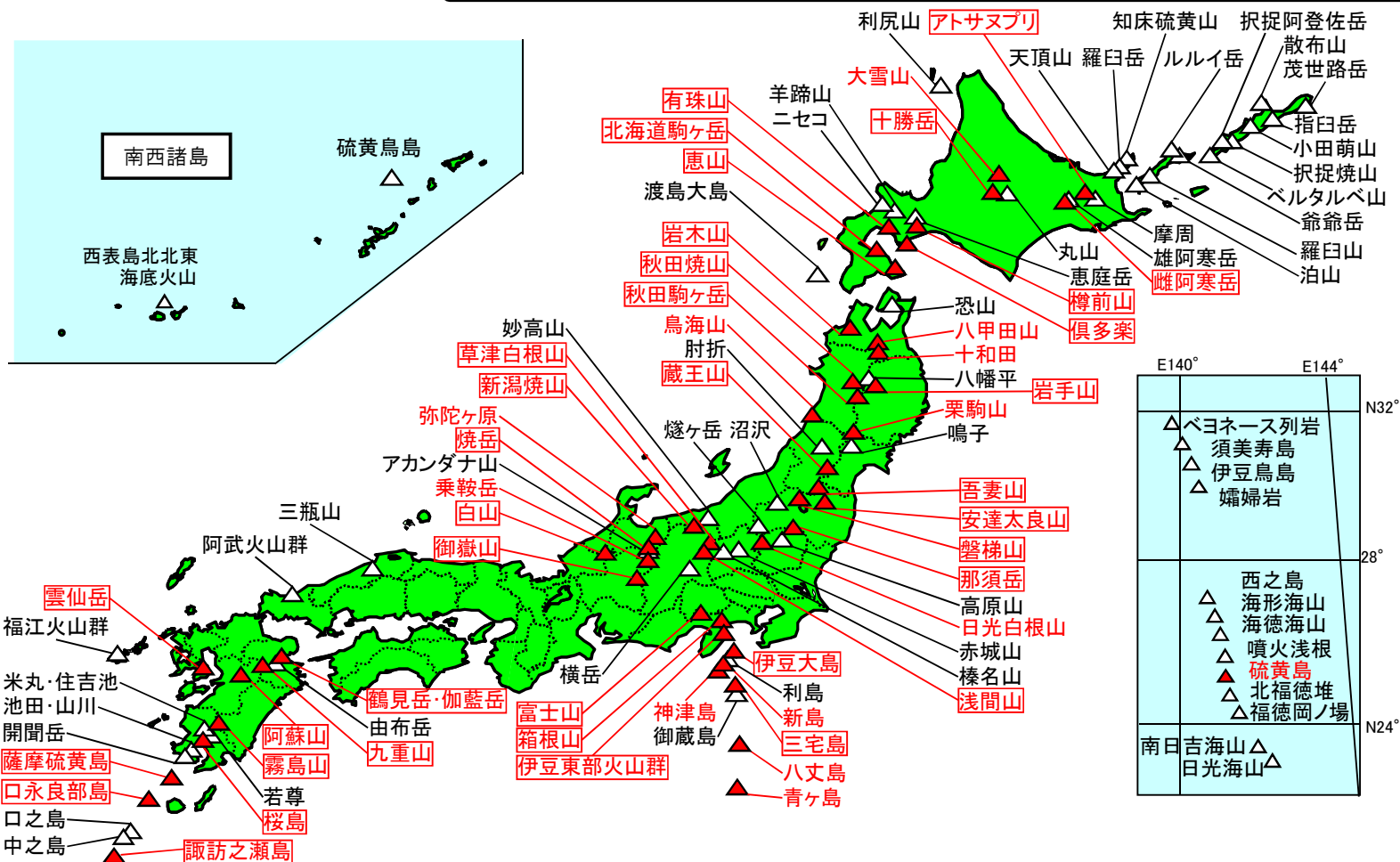


2. 全国の活火山(110火山)

△：活火山（110火山）

▲：火山噴火予知連絡会によって火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要として選定された火山（50火山）

火山名：噴火警戒レベルが運用されている火山（37火山）平成28年7月31日現在



火山の定義は、平成15年(2003年)1月の火山噴火予知連絡会において「おおむね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とされ、これによって北方領土及び海底火山を含む110の活火山が選定されている。

さらに、平成21年6月の火山噴火予知連絡会において、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として47火山が選定された。これら47火山に対しては、気象庁が、関係機関の協力を得て、24時間体制で火山活動の常時観測・監視を実施している。また、平成26年11月に、「八甲田」・「十和田」・「弥陀ヶ原」を常時観測火山への追加を検討すべきとの火山噴火予知連絡会からの緊急提言を受け、これらの火山への観測機器の整備を進めている。

各火山の地元の関係機関で構成される火山防災協議会において、噴火時等の防災対応(入山規制や避難勧告の対象範囲等)について平常時から共同で検討が行われており、検討結果が市長村の地域防災計画に反映された37火山では噴火警戒レベルを運用している。(平成28年7月現在)